



特別経済開発区投資 の手引き

特別経済開発区投資 の手引き



前書き

この特別経済開発区投資の手引きは、近隣国との国境にある、政府が開発した特別経済開発区への投資に興味を持つ投資家のために作成されたものです。特別経済開発区は現在ターク県、サケーオ県、トラート県、ムクダーハーン県、ソクラー県、チェンライ県、ノンカーイ県、ナコーンパノム県、カンチャナブリー県、ナラティワート県の10カ所に指定されています。

本手引きでは、特別経済開発区10カ所それぞれの詳細や、恩典等の支援措置、ならびに政府機関からのワンストップサービス形式による様々なサポートをご紹介します。

投資委員会事務局は、国家経済社会開発庁、内務省、タイ国工業団地公社、国税局、そして特別経済開発区が立地する10県に本手引きの作成のための情報提供にご協力頂きましたことを深く感謝いたします。

投資委員会事務局
2015年6月

目次

ページ

特別経済開発区への投資

なぜ特別経済開発区か	4
特別経済開発区に相応しい業種	5
特別経済開発区の立地	6
<u>第1期特別経済開発区</u>	
- ターク	9
- ムクダーハーン	11
- サケーオ	13
- トラート	15
- ソンクラ	17
<u>第2期特別経済開発区</u>	
- チェンライ	18
- ノーンカーイ	19
- ナコーンパノム	20
- カンチャナブリー	21
- ナラティワート	22

国からの支援策

投資委員会事務局による支援措置	23
国税局による支援措置	25
その他の支援措置	25
- 外国人労働者	25
- インフラ開発	26
- 土地の手配	26
- 特別経済開発区における工業団地開発	27
- タイ国工業団地公社 (IEAT) による恩典	28
- ワンストップサービスセンター	30

付録

特別経済開発区における対象13業種の事業リスト	31
-------------------------	----

特別経済開発区への投資

国民生活向上、貿易・投資促進、アセアン経済共同体 (Asean Economic Community: AEC) の発足に備えるために、アセアン地域における近隣国との国境地帯を積極的に開発する政府の方針に基づき、ターク、サケーオ、トラート、ムクダーハーン、ソンクラ、チェンライ、ノンカイ、ナコンパノム、カンチャナブリー、ナラティワートの10ヵ所が特別経済開発区に指定された。政府は、これらの地域におけるインフラ整備、さまざまな税制上/税制以外の恩典付与、ワンストップサービスセンター(OSS)の設置、その他の便宜を図る措置など、支援策や奨励策を設けている。

なぜ特別経済開発区へ投資すべきか

国境経済開発区は、ミャンマーと国境を接するターク県およびカンチャナブリー県、ラオス共和国と国境を接するチェンライ県、ムクダーハーン県、ノンカイ県およびナコンパノム県、カンボジアと国境を接するサケーオ県、そしてマレーシアと国境を接するソンクラ県およびナラティワート県という近隣国との国境地帯である。

直近5年間(2010-2014)にかけて、タイと上記の近隣4ヵ国との国境貿易は継続的に伸び、年間平均9,000億バーツで、特に2015年末に予定されているAECの発足を機にさらなる成長が見込まれる。数多くの労働力を確保でき、近隣国への物流にも便利で、且つ近隣国からの原材料、部品、完成品の輸入をしやすいため、物流センターや労働集約型産業はその地域に投資し始めている。



これからAECが発足すれば原材料からサプライチェーンにつながる取引が盛んになり、タイと国境を接する国々の消費者に広がるだろう。

特別経済開発区に投資した企業には、一般の地域での事業や投資よりも、税制上の恩典が多く付与されるほか、事業での外国人労働者の雇用が許されるというメリットがある。

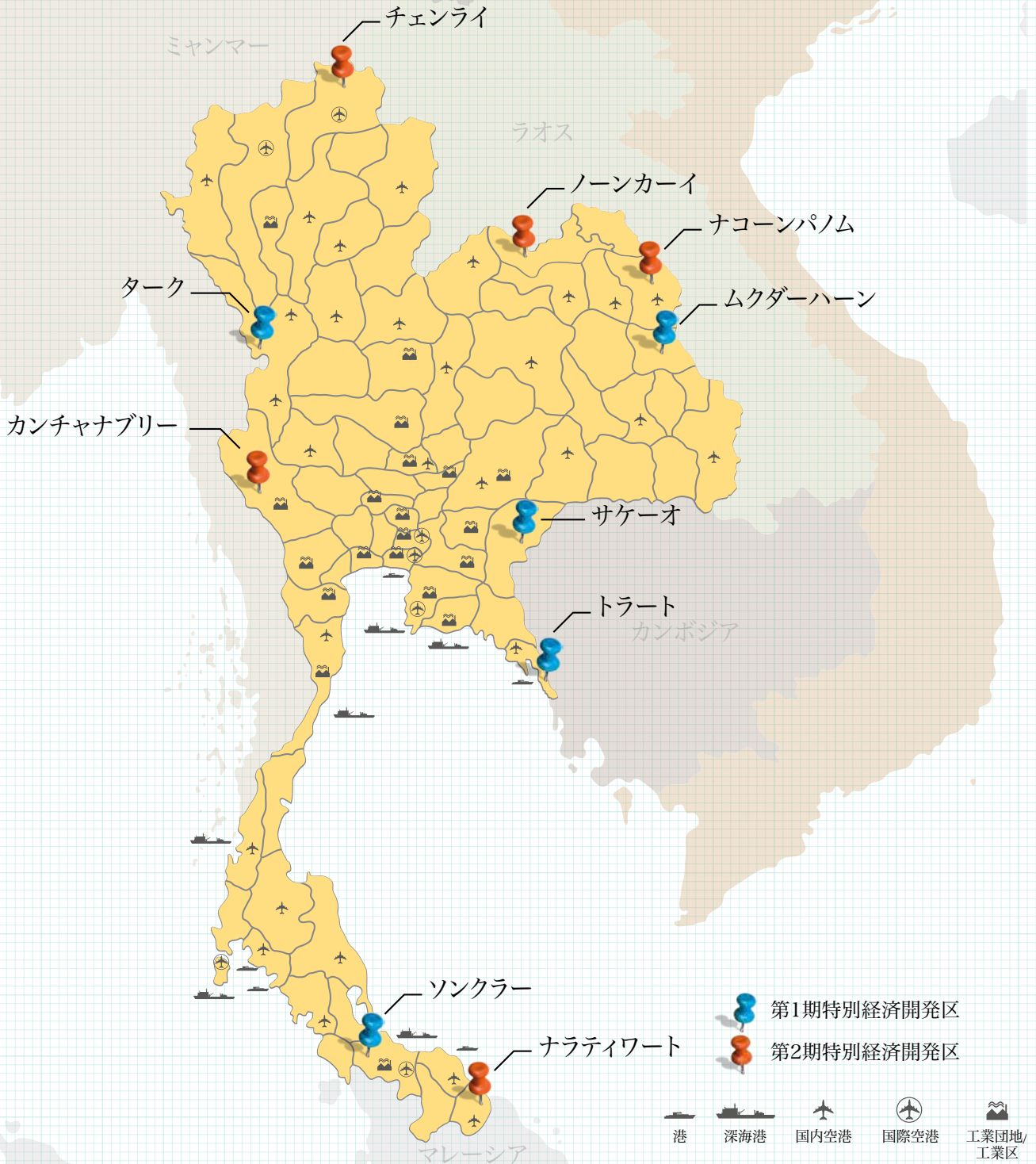
この他に、政府からはインフラ整備プロジェクトや、投資を迎え入れるのに必要な公共設備、借地の手配、投資家に一ヵ所にて一括でサービスを提供するワンストップサービスセンター(OSS)の設置など、さまざまな支援策・措置を講じる。

特別経済開発区に相応しい業種

特別経済開発区に相応しい事業または業種は、労働集約型産業、近隣国の原材料を必要とする産業、近隣国に販売するための倉庫や物流センターを必要とする国境貿易産業、観光支援産業、そして特別経済開発区内のコミュニティの拡大に伴う様々なサービス産業などがある。



特別経済開発区の立地



特別経済開発区はコーノーポー（訳注：特別経済開発区政策委員会）布告第1/2558号および第2/2558号に基づき、現在10県となっている。

コーノーポー（訳注：特別経済開発区政策委員会）

布告第1/2558号に基づく第1期特別経済開発区

- 1. ターク県特別経済開発区** ターク県の3郡内14タンボン
 - ・ メーソット郡内の8タンボン：メーソット、メータオ、ターサイラアット、プラタートパーデン、メーカーサー、メーパ、メーク、マハーワン
 - ・ ポップラ郡内の3タンボン：ポップラ、チョンケーブ、ワレー
 - ・ メーラマート郡内の3タンボン：メーチャラオ、メーラマート、カネーチュー
- 2. ムクダーハーン県特別経済開発区** ムクダーハーン県の3郡内11タンボン
 - ・ ムアンムクダーハーン郡内の5タンボン：シーブンルアン、ムクダーハーン、バンサイヤイ、カムアーフアン、ナーシーヌアン
 - ・ ワーンヤイ郡内の4タンボン：バンサイノイ、チャノート、ワーンヤイ、ポンカーム
 - ・ ドーンターン郡内の2タンボン：ポーサイ、ドーンターン
- 3. サケーオ県特別経済開発区** サケーオ県の2郡内4タンボン
 - ・ アランヤプラテート郡内の3タンボン：バーンダーン、パーライ、ターカーム
 - ・ ワッタナーナコーン郡内の1タンボン：パッカ
- 4. トラート県特別経済開発区** トラート県クロンヤイ郡内の3タンボン：クロンヤイ、ハートレック、マイルート
- 5. ソンクラエ県特別経済開発区** ソンクラエ県サダオ郡内の4タンボン：サダオ、サムナックカーム、サムナックテーオ、パダンバーサー

コーノーポー（訳注：特別経済開発区政策委員会）

布告第2/2558号に基づく第2期特別経済開発区

- 1. チェンライ県特別経済開発区** チェンライ県の3郡内21タンボン
 - ・ チェンコーン郡内の7タンボン：クルン、ブンルアン、リムコーン、ウィアン、シードーンチャイ、サターン、ファイソー
 - ・ チェンセーン郡内の6タンボン：バーンセウ、パーサック、メーゲン、ヨーノック、ウィアン、シードーンムーン
 - ・ メーサイ郡内の8タンボン：コチャー、バーンダーイ、ポーンガーム、ポーンパー、メーサイ、ウィアンパーンカム、シームアンチュム、ファイクライ
- 2. ノーンカーイ県特別経済開発区** ノーンカーイ県の2郡内13タンボン
 - ・ ムアンノーンカーイ郡内の12タンボン：カーイボックワーン、ナイムアン、バーンドウア、プラタートバンブアン、ポーチャイ、ポーンサワーン、ミーチャイ、ウィアンクック、シーカーイ、ノーンコムコ、ハートカム、ヒンゴーム
 - ・ サクライ郡内の1タンボン：サクライ
- 3. ナコーンパノム県特別経済開発区** ナコーンパノム県の2郡内13タンボン
 - ・ ムアンナコーンパノム郡内の10タンボン：クルク、ターコー、ナーサーイ、ナーラートクワイ、ナイムアン、バーンブン、ポーターク、ノーンヤート、ノーンセーン、アートサーマート
 - ・ ターウテーン郡内の3タンボン：ノーンターン、ラームラート、ウェーンプラバート
- 4. カンチャナブリー県特別経済開発区** カンチャナブリー県ムアンカンチャナブリー郡内の2タンボン：ケンシアン、バーンカオ
- 5. ナラティワート県特別経済開発区** ナラティワート県の5郡内5タンボン
 - ・ ムアンナラティワート郡内の1タンボン：コークキアン
 - ・ タークバイ郡内の1タンボン：ジェヘー
 - ・ イーゴー郡内の1タンボン：ラハーン
 - ・ ウェーン郡内の1タンボン：ロジュード
 - ・ スガイコーロック郡内の1タンボン：スガイコーロック



ミャンマー

ターク県

ターク県

ポップラ郡

- タンボン境界線
- 郡
- 郡境界線
- 既存道路
- +++++ 鉄道
- 特別経済開発区
- 第2タイ-ミャンマー友好橋に接続する新設道路線
- 国道12号線(メーソット-ターク)の4車線化プロジェクト
- 地方国道新設プロジェクト
- 地方国道拡張プロジェクト
- 河川
- ✈ 商業空港
- 🛂 税関/常設国境検問所

ターク県特別経済開発区

“国際クロスドックセンター 労働集約型産業のネットワーク”

- 国境沿いの3郡：メーソット郡、ポップラ郡、メーラマート郡内の14タンボン、総面積1,419平方キロメートル(886,875ライ)
- バンコクから国道1号線と32号線(アジアハイウェイ)で426キロ
- メーソットの国境検問所は、ミャンマーのミャワディに繋がる常設国境検問所であり、(天然ガスを輸入しているサンクラブリを除き)タイ・ミャンマー間の国境貿易額が第一位

機会および可能性

- 東西経済回廊 (East-West Economic Corridor) 沿いの立地
- 西側からミャンマーの経済活動の中心地ヤンゴンにアクセス可能
- インドおよび中国南部へアクセス可能
- ミャンマー側の国境地帯には、メーソットの発展を支える豊富な労働力があり、ミャンマーのミャワディ工業団地と共同生産が可能



インフラ開発

ターク県におけるインフラ開発は以下の3フェーズに分けられる。

建設中

- タナウシー(タニンダーリ)ーコーカレック道路
- 国道12号線の第2-3期
-

直近の計画

- メーソット郡バーンリムムーイの第2タイーミャンマー友好橋および国境検問所
- 国道12号線の第4期
- メーソット空港の拡張開発



長期計画

- 都市計画道路
- 貨物輸送ターミナル





ムクダーハン県

ラオス

ワンヤイ郡

ムアンムクダーハン郡

ドンタン郡

- タンボン境界線
- 郡
- 郡境界線
- 既存道路
- +++++ 鉄道
- 特別経済開発区
- 国道212号線(ワンヤイ-タートパナム)4車線化プロジェクト
- 地方国道新設プロジェクト:ムクダーハン総合都市計画道路Ngor2号線 Ngor3号線
- +++++ 新規鉄道建設プロジェクト
- 河川
- 税関/常設国境検問所

2104

212

12

212

2034

ポンカーム

ワンヤイ

チャノート

バンサイノーイ

バンサイヤイ

バーンソンズアイ国境検問所

ムアンムクダーハン郡国境検問所

ムクダーハン

シーブンルアン

カムアーファン

ナーシーヌアン

メコン川

ポーサイ

ドーターン

第2タイ-ラオス友好橋

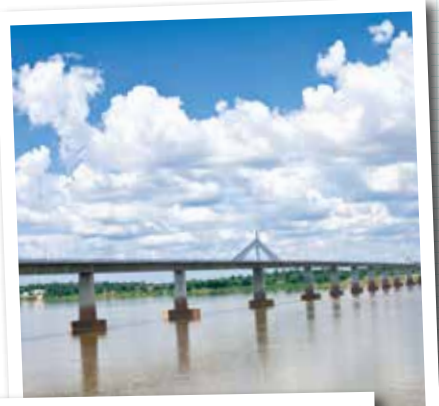
ムクダーハーン県特別経済開発区

“卸売センターおよび複合一貫輸送センター”

- 国境沿いの3郡：ムアンムクダーハーン郡、ワーンヤイ郡、ドーンターン郡内の11タンボン、総面積578.5平方キロメートル(361,542ライ)
- バンコクから国道2号線、207号線、202号線、2169号線、および212号線で642キロ
- ムクダーハーンの国境検問所は、ラオスのサワンナケートに繋がる常設国境検問所であり、タイ-ラオス間の国境貿易額が第二位

機会および可能性

- 東西経済回廊沿いに位置し、ラオス、ベトナム、および極東地域(日本、韓国、台湾)へアクセス可能
- 重要な貨物輸送経路 例：ベトナムや中国南部へ飲料、果物、電子部品の輸送
- 日本からのカメラ部品製造工場(ニコン)や、オランダの航空機用部品・シート製造工場(Aeroworks)など、外国から多様な投資が行われたサワン・セノ特別経済区(ラオス)と共同生産が可能

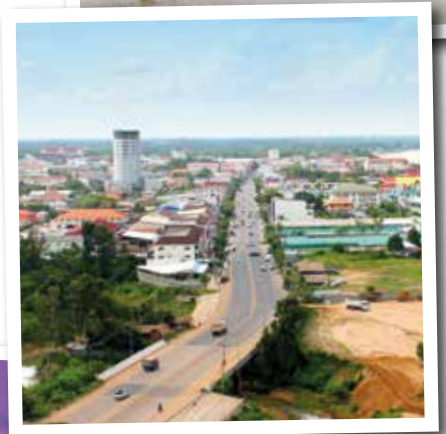


インフラ開発

ムクダーハーン県におけるインフラ開発は以下の3フェーズに分けられる。

建設中/調査中

- 国道12号線カラシン-バンチョップ
- 国道12号線カラシン-ソムデット郡
- バーンパイ-マハーサラカム-ローイエット-ムクダーハーン-ナコーンパノム間の鉄道路線の調査・設計中



直近の計画

- 国道12号線カラシン-ナークライ-カムチャイ-郡第1期
- 国道12号線カラシン-ナークライ-カムチャイ-郡第2期

長期計画

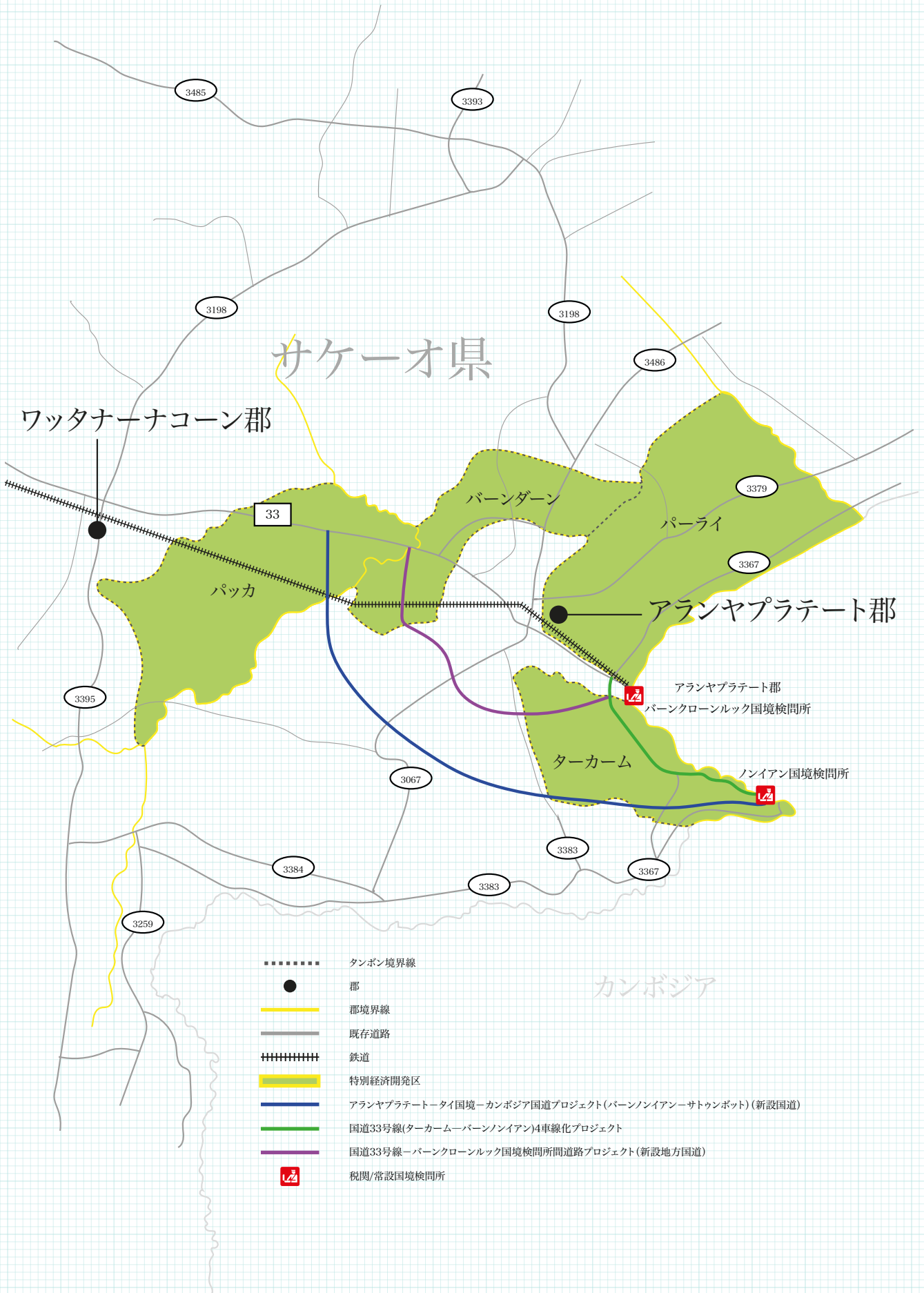
- 国道121号線ワーンヤイ-タートパノム
- ムクダーハーン総合都市計画道路Ngor2号線、Ngor3号線
- ムクダーハーン貨物輸送ターミナル



サケーオ県

ワッタナーナコーン郡

アランヤプラテート郡



- タンボン境界線
- 郡
- 郡境界線
- 既存道路
- +++++ 鉄道
- 特別経済開発区
- アランヤプラテート-タイ国境-カンボジア国道プロジェクト(バーンノンニアン-サトゥンポット)(新設国道)
- 国道33号線(ターカーム-バーンノンニアン)4車線化プロジェクト
- 国道33号線-バーンクロンルック国境検問所間道路プロジェクト(新設地方国道)
- 🚧 税関/常設国境検問所

サケーオ県特別経済開発区

“農産物加工業および複合一貫輸送の中心”

- 2郡:アランヤプラテート郡、ワッタナーナコーン郡内の4タンボン、総面積332平方キロメートル(207,500ライ)
- バンコクから国道304号線で260キロ
- アランヤプラテートの国境検問所はカンボジアのバンテアイミアンチェイ州に繋がる常設国境検問所であり、タイ-カンボジア間の国境貿易額が最も高い

機会および可能性

- アランヤプラテートがレムチャバン港(約250キロ)とバンコク(約260キロ)に近い、国際卸売業や小売業で有望な地域
- プノンペン、ベトナム南部への物流の重要な経路である南部経済回廊(GMS Southern Economic Corridor)沿いの地域で、縫製工場や、ジュエリーボックス工場など労働集約型産業へのタイからの投資が集中しているポイペット・オニアン特別経済開発区(カンボジア)と共同生産が可能
- 一般特惠関税制度という、先進国において、発展途上国で生産された指定品目の輸入関税の免除または減税される制度を適用可能

インフラ開発

サケーオ県におけるインフラ開発は以下の3フェーズに分けられる。

建設中

- 国道359号線:国道304号線からの分岐点(パノムサラカーム)ー国道33号線(サケーオ)の合流点まで
- ケンコイークロンシップカーオースッドサパーンクローンルック間の鉄道路線
-

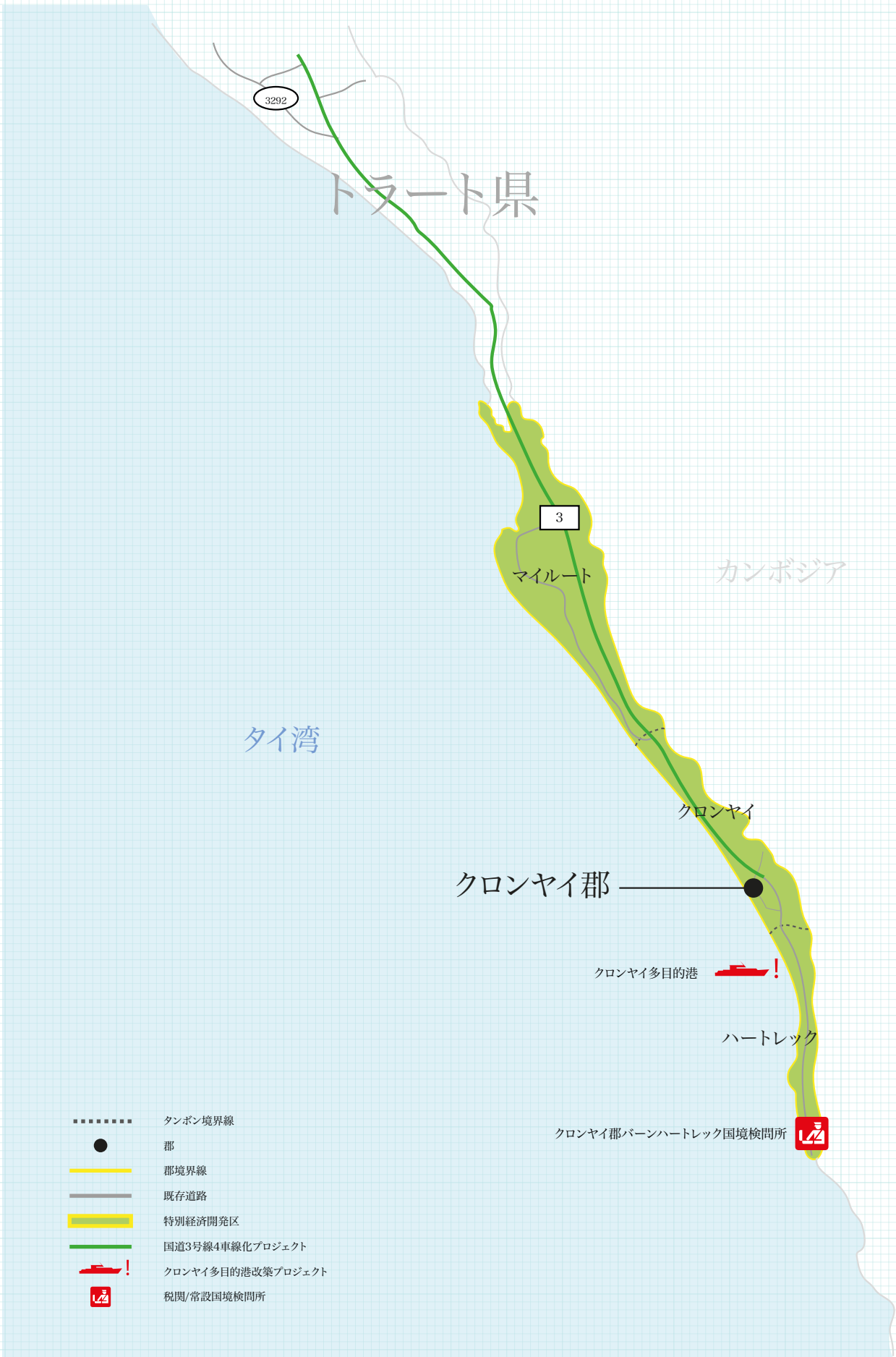
直近の計画

- アランヤプラテートータイ国境ーカンボジア国道(バーンノンイアンーサトウンボット)22キロ
- 国道3366号線、国道3586号線:国道33号線からの分岐点(ターカーム)ー国道3511号線(ノンイアン)合流点まで
-

長期計画

- 国道33号線ーバーンクローンルック国境検問所間の道路
- サケーオ県輸送ターミナル





トラート県特別経済開発区

“卸売業の中心、国際複合一貫輸送、および地域の観光サービスの中心”

- クロンヤイ郡内国境沿いの3タンボン:クロンヤイ、ハートレック、マイルート、総面積50.2平方キロメートル(31,375ライ)
- バンコクから特別国道7号線(バンコクーチョンブリ新線)、344号線、3号線、31号線で420キロ
- ハートレック国境検問所はカンボジアのコックン州に繋がる常設国境検問所

機会および可能性

- 南部経済回廊沿いに位置し、レムチャバン港(約340キロ)、シハヌークビル港(約250キロ)にアクセス可能
- 観光拠点があり、韓国からの自動車工場(Hyundai)や、日本からのバレーボール製造工場(Mikasa)、自動車用電線工場(Yazaki)など外国からの投資が集中するコックン特別経済開発区(カンボジア)にアクセス可能

インフラ開発

トラート県におけるインフラ開発は以下の3フェーズに分けられる。

建設中

- クロンヤイ港

直近の計画

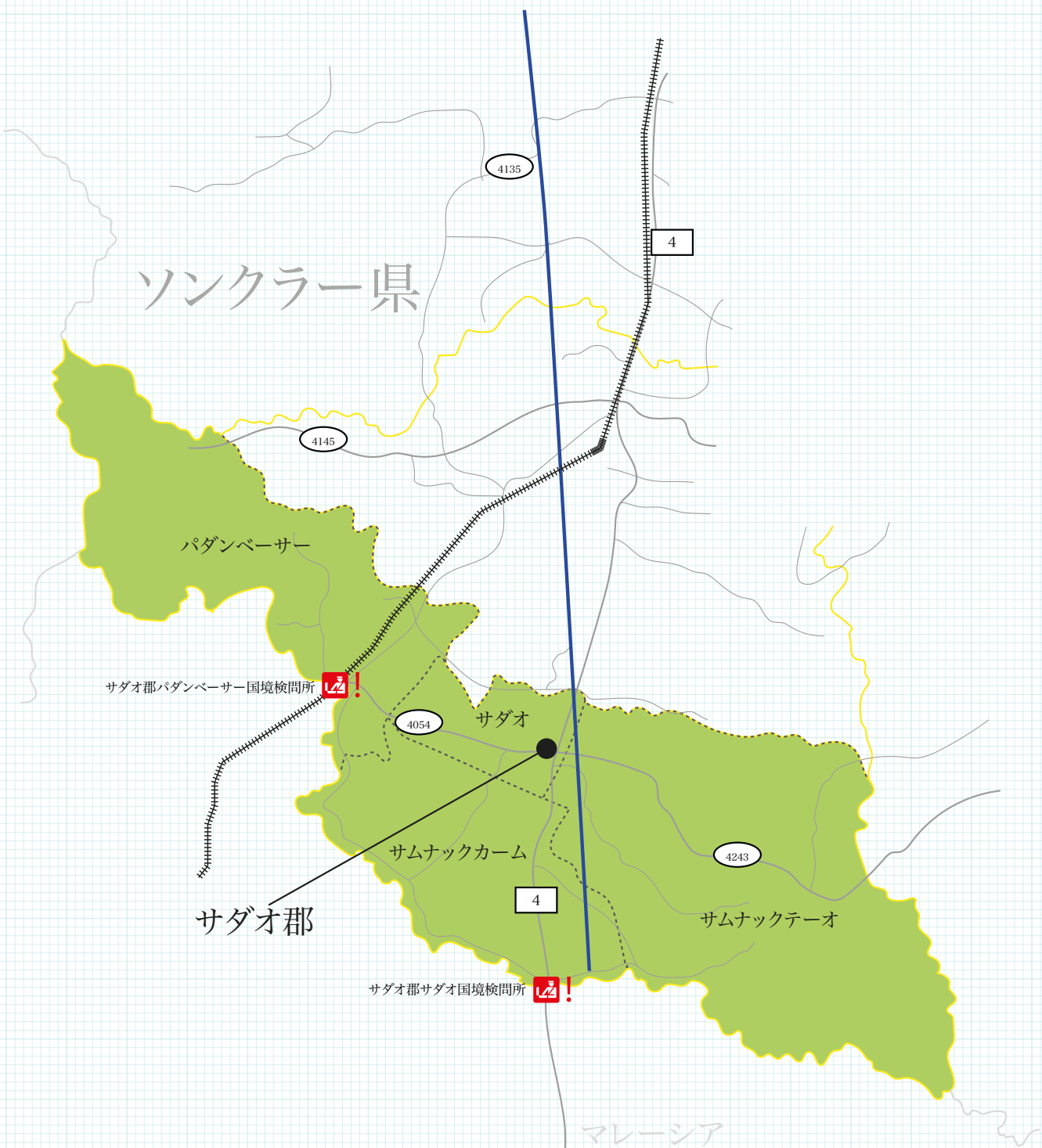
- 国道3号線拡張(トラートーハートレック)第3期

長期計画

- 総合都市計画道路 Kor1号線、Khor(๒)線、Khor(๓)線



ソクラー県



- タンボン境界線
- 郡
- 郡境界線
- 既存道路
- +++++ 鉄道
- 特別経済開発区
- ハートヤイ-タイ国境-マレーシア特別国道プロジェクト(新設国道線)
- 🚧! 税関/常設国境検問所改築プロジェクト

ソンクラーク特別経済開発区

“輸出向け加工産業、複合一貫輸送”

- サダオ郡内の4タンボン：サダオ、サムナックカーム、サムナックテーオ、パダンベーター、総面積552.3平方キロメートル(345,187.5ライ)
- バンコクから国道4号線、2号線(アジアハイウェイ)で950キロ
- サダオ国境検問所とパダンベーター国境検問所は、マレーシアのケダ州およびプルリス州に繋がる常設国境検問所、国境貿易高1-2位

機会および可能性

- 南部の中心地で、サダオ国境検問所およびパダンベーター国境検問所があり、タイで国境貿易額の第1位と第2位の陸上国境検問所である。どちらもマレーシアのペナン港、クラン港に近く、パダンベーターを通過するタイ-マレーシアを繋ぐ鉄道がある。天然ゴム加工産業、海産物加工産業、電子製品などの生産拠点がある。
- 地域経済の近隣国へ拡大を促進する、インドネシア-マレーシア-タイの3国間経済協力区(IMT-GT)にあり、サダオとマレーシアのブキットカユヒタム間共同での特別経済開発区開発の機会となり、それらによりマレーシアの南北高速道路(North-South Expressway)経由でマレーシアの内部へ貿易・投資面の協力を拡大することが可能である。

インフラ開発

ソンクラーク県におけるインフラ開発は以下の2フェーズに分けられる。

直近の計画

- 第2ソンクラーク港

長期計画

- ハートヤイ-タイ国境-マレーシア特別国道
- ソンクラーク県貨物輸送ターミナル
- 複線電気鉄道(ハートヤイ-パダンベーター)
- ランドブリッジプロジェクト



チェンライ県特別経済開発区

“観光拠点 食品製造拠点 農産物
国際物流中心 複合一貫輸送”

チェンライ県3郡：チェンコーン郡、チェンセーン郡、メーサイ郡内の21タンボン

機会および可能性

- 中国南部(雲南省)に陸路、水路で繋がる南北経済回廊沿い(North South Economic Corridor)にあり、陸路ではR3A(チェンコーン国境検問所、ラオス経由)とR3B(メーサイ国境検問所、ミャンマー経由)2ルート、水路ではチェンセーン港からメコン川経由で輸送可能
- 南に行けば、海路で世界各地に輸出できるレムチャバン港に繋がるため、レムチャバン港からの海路での輸出向けに、中国南部およびミャンマー北部、そしてラオスに対しての物流サービス業に可能性がある。チェンライの観光地と、ミャンマー北部、ラオス、中国南部の観光地をつなぐ観光業、その他農産物・食品加工業や、木製家具など地場産業におけるバリューチェーンの強化に機会がある

可能性のある業種

メーサイ

- 貿易や観光を受け入れる国境地帯開発：ホテル、コンベンションセンター、免税店、大量輸送センター、観光情報センターの設立に備える用地開発

チェンセーン

- 国際物流の中心となる自由貿易区(Free Trade Zone)、免税区(Free Zone)、港、積み換えセンター、倉庫、商業施設、オフィス、税関の設立に備える用地開発

チェンコーン

- 貿易、観光、複合一貫輸送センター
- ロジスティックセンター、商業施設、オフィスおよび税関の設立に備える用地開発



ノンカーイ県特別経済開発区

“国際貿易 観光 複合一貫輸送”

ノンカーイ県の2郡：ムアンノンカーイ郡、サクライ郡内の13タンボン

機会および可能性

- タイーラオス国境貿易拠点のうち、最も取引額の高い国境貿易拠点で、ウドンターニー空港に近い(約60キロ)
- 道路・鉄道の両方でビエンチャン(ラオス)にアクセス可能(約26キロ)で、道路も鉄道もバンコクまで繋がっている。したがってノンカーイは、道路、鉄道、空路による輸送網があり、それらは地域の経済活動の発展や、ノンカーイーラオス(ビエンチャン・ルアンプラバーン)ーバンコク間の経済の結びつきの強化につながる。その他に、ノンカーイは住み心地がよいため、タイ人や外国人の住宅の開発も可能



可能性のある業種

- 国際貿易、観光、複合一貫物流
- ロジスティクスセンター、商業施設、官公庁立地用地の開発

第2期特別経済開発区

ナコーンパノム県特別経済開発区

“国境貿易 ロジスティクスサービス拠点”

ナコーンパノム県の2郡：ムアンナコーンパノム郡、ターウテーン郡内の13タンボン

機会および可能性

- ベトナムおよび中国南部(広西省)との国境貿易でタイ国内において最も取引額が高い。ベトナムのブンアン(Vung Ang)港経由で極東(日本、韓国、台湾)への輸出に高い可能性
- ナコーンパノム空港と、開発が計画されているバーンパイ(コンケン)ーマハーサラカムームクダーハーナーナコーンパノム鉄道路線でナコーンパノムから鉄道で国内の基幹鉄道路線にアクセスできることにより、国内・国際のロジスティクスサービス事業拡大の機会となる
- 米、サトウキビ、キャッサバなど良質な農産物の産地で、農産物加工業の発展を支えることができ、またメコン川沿いの景色が美しく、タイ人や外国人のための観光地や住宅の開発に適している

可能性のある業種

- 国境貿易、ロジスティクスサービス、貨物輸送サービス拠点
- 商業施設や国境貿易のための用地開発例：免税店、倉庫、コンベンションセンター、ホテル、観光情報センターなど



第2期特別経済開発区

カンチャナブリー県特別経済開発区

“工業団地 エコツーリズム 農業 国境貿易”

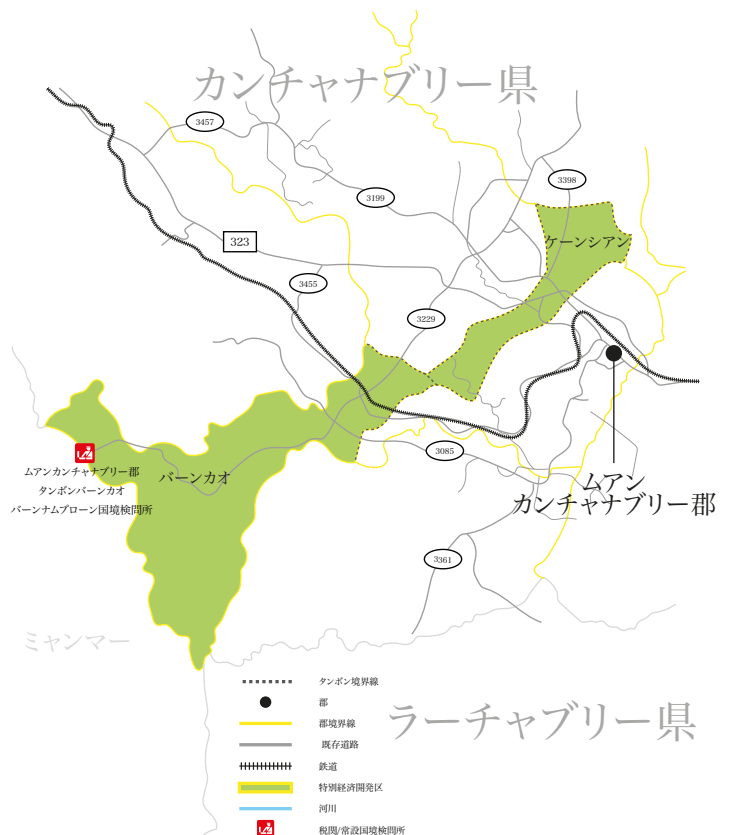
カンチャナブリー県ムアンカンチャナブリー郡内2タンボン: ケーンシアン、バーンカオ

機会および可能性

- ミャンマーのダウエイ特別経済開発区と東部臨海地域(Eastern Seaboard)の間という立地を生かした経済拠点としての開発が可能で、ダウエイ港からインド洋周辺国や中東・ヨーロッパへ向けて、レムチャバン港からは太平洋周辺国へと、二つの港から海路で貨物を輸送することが可能
- カンチャナブリー特別経済開発区とバンコク首都圏を繋ぐために、バーンヤイ(ノンタブリー)ーカンチャナブリー国境地域間の特別国道の建設が計画されているほか、農産物加工業、食品・飲料、化学、自動車産業などの既に地元にある産業にとっては、両側の海洋にアクセスできる立地や、近隣国からの外国人労働者を利用できるという利点を生かし、バリューチェーンを生み出す機会となる

可能性のある業種

- ダウエイに繋がる工業団地(労働集約型産業、自動車・電子産業の裾野産業、農業・食品産業、プラスチック産業)
- エコツーリズム、農業、国境貿易
- 工業用地の利用、商用倉庫



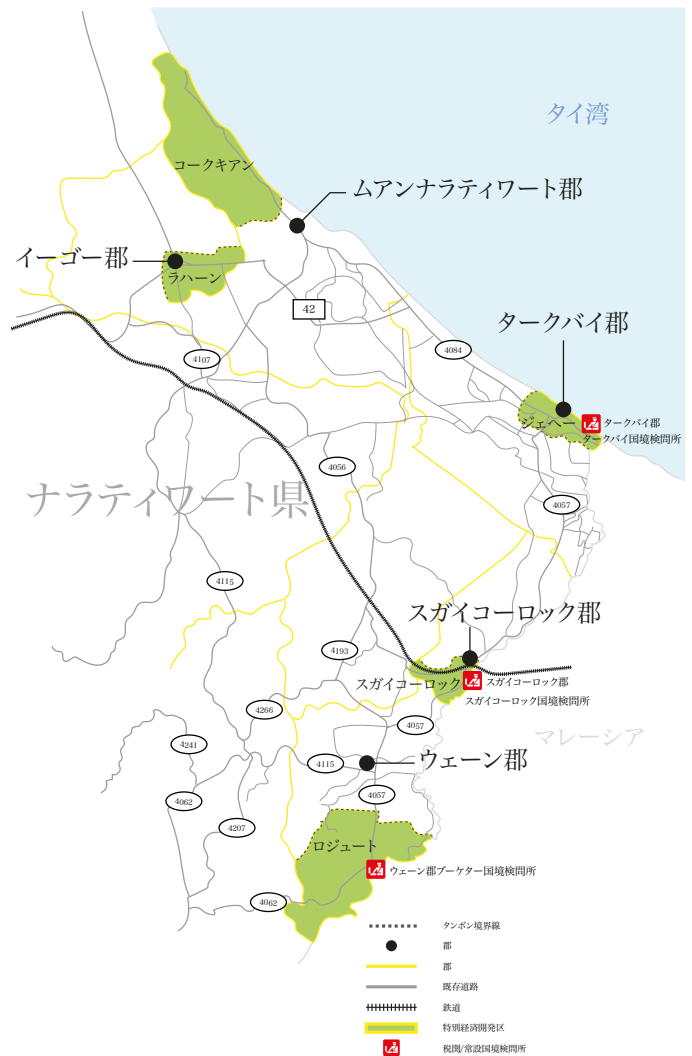
ナラティワート県特別経済開発区

“国境貿易 食品産業 複合一貫輸送”

ナラティワート県の5郡：ムアンナラティワート郡、タークバイ郡、イーゴー郡、ウェーン郡、スガイコーロック郡内の5タンボン

機会および可能性

- マレーシアにつながる国境検問所が、スガイコーロック、タークバイ、ブーケターの3カ所があり、タイ・マレーシア間の国境貿易や観光を支えている。またナラティワート空港があり、ここを利用することで、国境地域のタイ・マレーシアの観光客と投資家は、物流面でも交通面においてもタイの主要都市へアクセスすることが可能
- スガイコーロック(ナラティワート)がタイ南部鉄道バンコクスガイコーロック線の終点だが、そこからマレーシア(クランタン州)の鉄道に繋がる線路があり、将来スガイコーロックとクランタン州との鉄道運行が開始されれば、ナラティワートの経済に大きく貢献するであろう
- 天然ゴム、パーム油など農産物加工業へ供給する原材料があり、ハラール産業が成長できる文化的要素がある



可能性のある業種

- 国境貿易、食品産業、複合一貫輸送
- 工業用地としての利用、ロジスティックセンター、商業施設、研究センター
- ハラール産業、ムアンナラティワート郡とタークバイ国境検問所間の地域への経済特区の設置、マレーシアのクアラルンプールに繋がる鉄道

国からの支援措置

特別経済開発区に投資する事業は、国から税制上の支援措置、さまざまな政府機関の便宜措置など支援を受けられる。対象業種に該当するのであれば、投資委員会事務局(BOI)の措置や財務省の措置などの税制上の恩典が付与される。

投資委員会事務局による支援措置

2014年12月18日付投資委員会布告第4/2557号 件名:特別経済開発区における投資促進政策に基づき、特別経済開発区における事業への恩典は以下の2通りに分けられている。

1. 2014年12月3日付投資委員会布告第2/2557号 件名:投資奨励政策および基準の巻末にある投資奨励対象業種表にある業種の場合
2. 特別経済開発区委員会が定めた対象業種の場合

BOI奨励対象業種の場合	対象業種の場合(13業種)
法人所得税免除期間を通常より 3年追加、ただし合計 8年間まで	法人所得税免除期間最高 8年間 (免除額は投資金額の100%までとする)
法人所得税が8年間免除されるA1 または A2に該当する業種の場合、(訳注:法人所得税免除期間満了後)さらに5年間法人所得税を50%減税	さらに 5年間法人所得税の50%減税
<ul style="list-style-type: none">- 輸送費、電気代、水道代の2倍を10年間控除- 通常の減価償却以外に、インフラの設置費または建設費の25%を控除- 機械の輸入関税免除- 輸出向け原材料の輸入関税免除- 未熟練外国人労働者の使用許可- 土地の所有権、外国人技術者の導入などその他税制以外の恩典	同左



特別経済開発区の対象業種

特別経済開発区政策委員会により第1期特別経済開発区(5区)における対象業種が定められた。各区の特性、条件、地元住民の要望により地域毎に対象業種が異なっており、以下の13グループに分けられる。

13業種 (62事業)	地域における奨励対象業種									
	ターク	サケーナ	トラート	ムクダハーン	ソクラー	ノーンカーイ	ナコーンパンム	チェンライ	カンチャナブ リー	ナラティワート
1. 農業、水産業および関連業種	✓	✓	✓	✓	✓					
2. セラミックス製品の製造	✓									
3. 繊維、衣類、皮革産業	✓	✓			✓					
4. 家具の製造	✓	✓			✓					
5. 宝石および装飾品産業	✓	✓								
6. 医療機器の製造	✓	✓								
7. 自動車部品、機械および部品産業	✓	✓								
8. 電気電子産業	✓	✓		✓						
9. プラスチック製造	✓	✓								
10. 薬品製造	✓	✓								
11. ロジスティクス	✓	✓	✓	✓	✓					
12. 工業団地/工業区	✓	✓	✓	✓	✓					
13. 観光支援事業	✓	✓	✓	✓	✓					

対象業種検討中

国税局による支援措置

BOIの奨励対象業種に該当しない、またはBOIの最低投資金額の条件を満たさなかったなど、BOIによる投資奨励を受けられない業種は、財務省国税局の措置に基づく恩典を申請することができる。財務省の恩典は、特別経済開発区における新規事業、もしくは事業のための建物増築、輸入代替製品または輸出向け製品製造からの収入、競争力を失いそうな製品の製造、特別経済開発区内でのサービス提供または利用によって発生した収入に対し、法人所得税率を20%から10%に10会計年度にわたり減税する。

恩典を受ける条件(2015年9月10日有効の関連勅令に基づく)

法人所得税減税恩典を受ける会社またはリミテッド・パートナーシップの条件は以下の通りとする。

- 2017年以内またはそれ以前に、特別経済開発区内の会社またはリミテッド・パートナーシップとして恩典の申請登録をしたこと。
- 投資奨励法に基づく法人所得税免除の恩典を、全部または一部でも使用しないこと。
- 仏暦2554年(西暦2011年)租税減免についての国税法典の内容に基づき制定する勅令(第530号)ならびにその改正に基づく中小企業に対する法人所得税免除または減税の恩典を受けていないこと。
- 特別経済開発区における恩典対象事業と恩典対象外事業の会計帳簿を別々に作成すること。

恩典を申請できる対象事業の条件など詳細については、後に発表される国税局からの布告をご確認ください。

政府機関からのその他の支援措置

外国人労働者

- 日帰りまたは滞在期間が7日間以内の外国人労働者の使用を許可する。
- タイ人労働者と外国人労働者の研修がある
- 特別経済開発区内におけるBOIの被奨励事業は、外国人専門家および未熟練外国人労働者の使用を許可する。(合法的な許可証を持つ者のみ)



インフラ開発

政府は第一期特別経済開発区の5区に2015-2016年にかけて100億バーツの予算を投じ、インフラ整備、税関(6カ所)、ならびに公共施設を建設する。

2015-2016年 直近のインフラ・税関開発プロジェクト

国境地帯	2015-2016年予算(単位:百万バーツ)				
	交通 (道路、橋、鉄道、港、空港)	税関および 国境検問所	工業団地	インフラ (電力、水道、灌漑)	合計
ターク	2,052	368	15	1,260	3,695
サケーオ	616	688	15	793	2,112
トラート	207	147	15	126	495
ムクダーハーン	806	100	15	968	1,889
ソクラー (サダオ、 パダンバー サー)	10	1,436	15	791	2,252
合計	3,691	2,739	75	3,938	10,443

注:初期投資の金額

土地の手配

特別経済開発区への投資に備える土地の手配について、政府は財務局に一任し、政府機関への土地の手配、またはタイ工業団地公社やその他の政府機関、または民間企業に開発用地として、委員会が定めた期間、基準、条件、賃貸料で土地を貸すようにさせている。現段階では賃貸料を検討中である。



特別経済開発区における工業団地開発

第1期特別経済開発区における工業団地開発方針

タイ工業団地公社は、第1期特別経済開発区における工業団地開発を以下の2期に分けている。

第1期

1

ターク県メーソット郡
タンボンターサイラット地区

2

サケーオ県アランヤプラテート郡
タンボンパーライ地区

3

ソクラー県サダオ郡
タンボンサムナックカーム地区

第2期

1

ムクダーハーン県ムアンムクダーハーン郡
タンボンカムアーフアン地区

2

トラート県クロンヤイ郡
タンボンマイルート地区

第1期特別経済開発区における工業団地開発ロードマップ

予算年度	実施方針	
	第1期工業団地	第2期工業団地
2016	<ul style="list-style-type: none"> - 工業団地設立の適性・可能性調査 (Feasibility Study) - 環境影響評価(EIA) - 工業団地建設の詳細設計 	-
2017	工業団地建設	-
2018	工業団地開業	<ul style="list-style-type: none"> - 工業団地設立の適性・可能性調査 (Feasibility Study) - 環境影響評価(EIA) - 工業団地建設の詳細設計
2019	-	工業団地建設
2020	-	工業団地開業

タイ工業団地公社(IEAT) による恩典

一般工業区およびフリーゾーンにおける事業者に対する措置

税制以外の恩典

1. 工業団地内の土地所有権
2. 外国人技術者、専門家、ならびにその配偶者、扶養家族のタイ国内への入国許可
3. 定められた条件に基づくタイ国外への外貨の送金許可

IEATフリーゾーンにおける税制上の恩典

1. 輸入関税、付加価値税、物品税の免除
 - 1.1 製品の製造もしくは商用目的、そして工場または建物の建設、組み立て、設置に必要な機械、備品、器具、機器、ならびにその付属品。機械、備品に生じる税制上の恩典はその事業者の所有権に属さない。
 - 1.2 製品の製造もしくは商用目的のために輸入されたもの。それに生じる税制上の恩典はその事業者の所有権に属さない。
2. 原材料、副産物、その他製造工程からできたものに対し、輸出関税、付加価値税、物品税の免除
3. 機械、備品、原材料について、法律によって定められた税金の免除・還付対象品が、タイ国外へ輸出された場合や、実際にタイ国外へ輸出しなくてもIEATフリーゾーンに持ち込んだ場合に、税金の免除または還付が受けられる
4. IEATフリーゾーンに持ち込むものはフリーゾーン(保税区)と同じ恩典が付与される。
5. 輸出を目的とした、製造、混合、組み立て、梱包、その他の業務のために国内に輸入し、IEATフリーゾーンに持ち込む物または原材料は、輸出入管理、所有または利用、規格・品質管理、押印・マークを規制する諸法律の規制対象から除外する。ただし、関税法を除く。しかし、それらの物が治安、国民の健康・衛生や環境に影響する、または影響し得る場合には、所管大臣が省令を發布し、上記の法律の除外対象とならない品目を定める。
6. IEATフリーゾーンから商品をタイ国内に販売する場合、製品の価格から、関税免除・還付対象外の原材料価格を、関税額を計算する前に差し引くことができる。

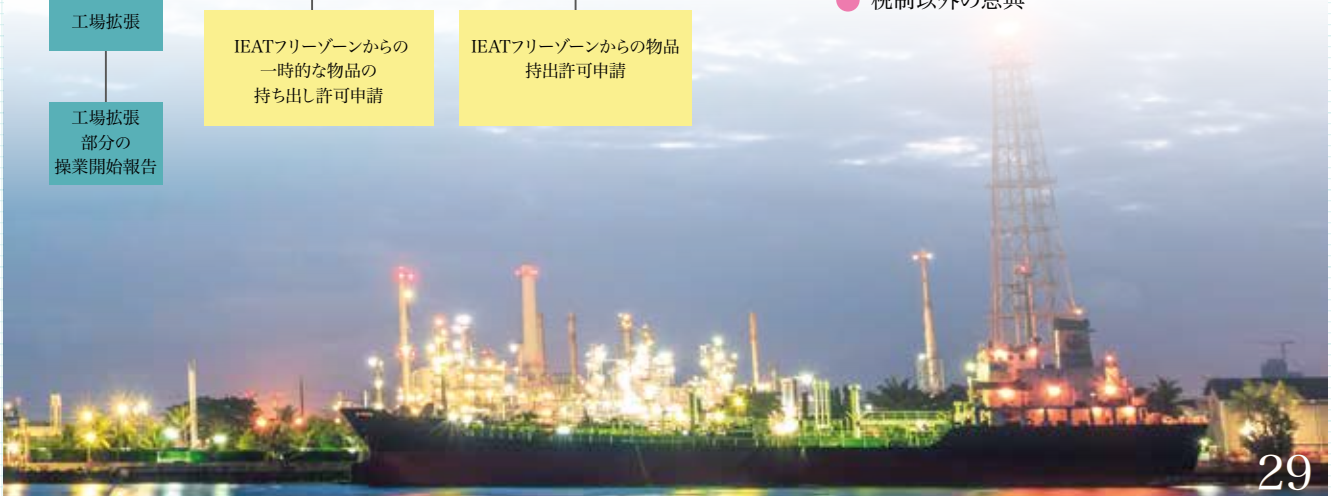
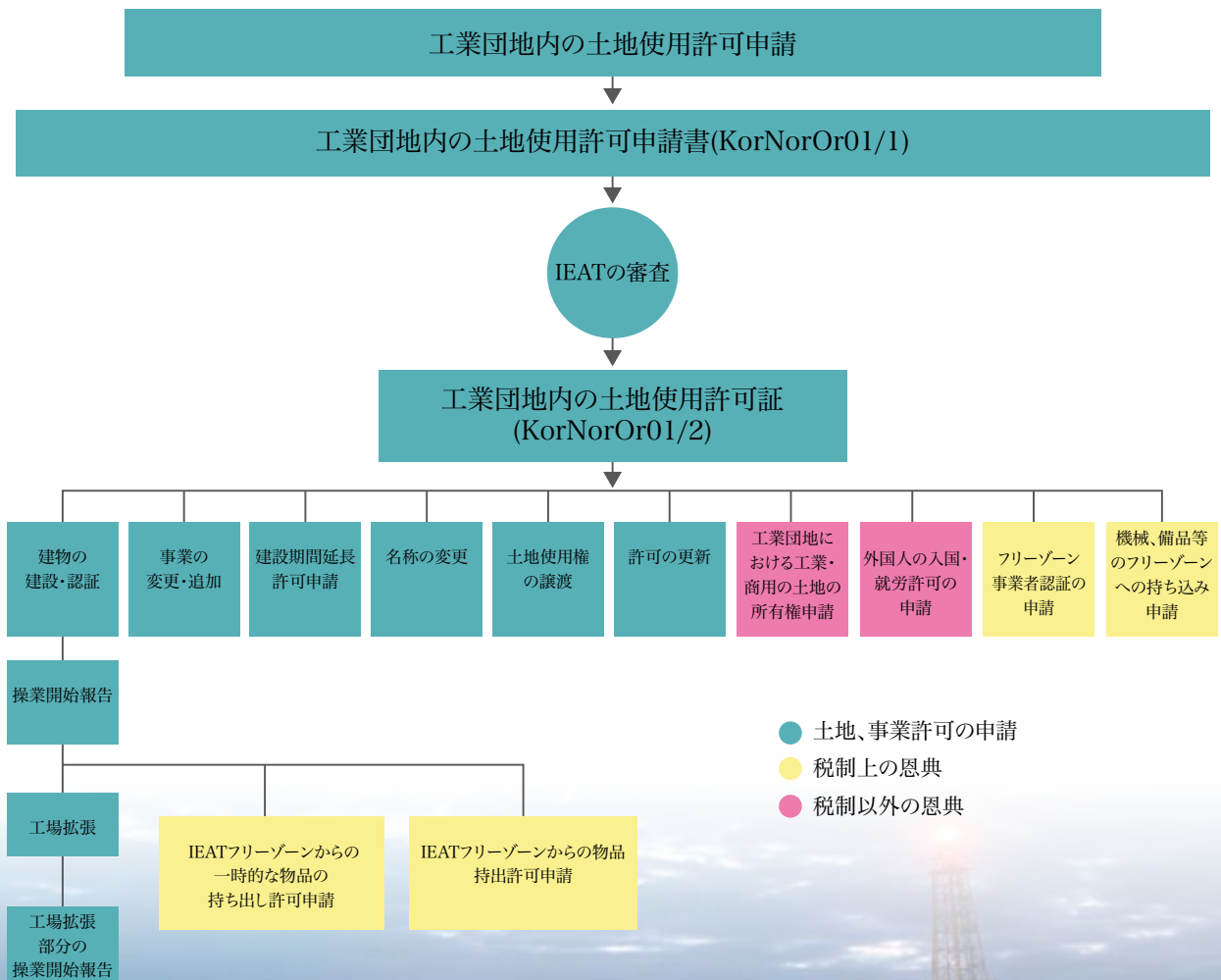


IEAT恩典の申請

工業団地内の事業者がIEATの恩典の申請を希望する場合、<http://e-pp.ieat.go.th>の電子システムを通じて税制上・税制以外の恩典を同時に申請することができる。認可証書は以下で受け取ることができる。

- ・ タイ国工業団地公社:バンコク ニコムマカサン通り
- ・ 特別経済開発区にある工業団地事務所
- ・ OSOS:バンコク チャムチュリースクエア18階 (外国人の滞在、就労許可恩典を申請した場合のみ)

特別経済開発区内に工業団地が開発された場合、工業団地での事業申請、恩典申請は以下のフローチャートの通り





ワンストップサービスセンター (OSS)

積極的に投資家に便宜を図るために特別経済開発区毎にワンストップサービスセンター(OSS)を設け、労働、公衆衛生、治安を含めた貿易投資関連サービスを迅速に一括で提供し、情報提供や許認可申請受付、政府機関との連携を行い、投資家が一カ所で多数の機関にコンタクトできるものとし、以下のサービスを提供する。

1. 情報・アドバイスの提供：規定、関連政府機関の連絡情報など特別経済開発区における事業遂行に関する情報のデータベースを所有
2. 受付 転送 フォローアップ
3. 許可 認可(OSSに常駐する職員が一括でできるもののみ)

付録

特別経済開発区における対象13業種は、以下の細分類に分けられる

1類 農業および農産品

農業、水産業および関連事業 対象地域はターク、サケーオ、トラート、ムクダーハーン、ソクラーとする。

業種	条件
1.5.1 家畜または水棲動物の繁殖	最新技術を使用すること。例えば、密閉型育舎の使用、育舎内を常時適切な空気環境に保つための換気システムの設置、自動給水給餌システムの設置、感染症媒介生物の飼育場への侵入防止システムの設置、頭数カウントセンサーシステムの設置など。
1.5.2 家畜または水棲動物（エビを除く）の養殖	最新技術を使用すること。例えば、密閉型育舎の使用、育舎内を常時適切な空気環境を保つための換気システムの設置、自動給水給餌システムの設置、感染症媒介生物の飼育場への侵入防止システムの設置、頭数カウントセンサーシステムの設置、および環境への影響を予防・軽減する効率的なシステムの設置など。
1.6 屠殺	最新製造技術を使用すること。例えば、動物の気絶処理、動物を掛ける吊り具、冷蔵室、冷却システム、肉質検査、異物検査など。
1.8 植物、野菜、果物、花の品質選別、包装、保存	最新技術を使用すること。例えば種子用色彩選別機、蒸熱による果実蠅の卵の殺滅処理、種子コーティングなど。
1.9 加工澱粉(Modified Starch)または特殊な植物からの製粉	
1.10 植物または動物からの油脂の製造（大豆からの油を除く）	1. 植物からの原油または半精製油の製造は、農産物を原材料にすること。 2. 植物からの精製油は、農産物または原油を原材料にすること。
1.11 天然エキスの製造または天然エキスからの製品の製造（薬品、石鹼、シャンプー、歯磨き粉、化粧品を除く）	

業種	条件
1.14.1 基礎ゴム加工	
1.17 最新技術を使用した食品の製造・保存、飲料、食品添加物(Food Additives)、または食品調合物(Food Ingredients)の製造 (アルコール飲料を除く)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 混合や希釈工程のみのプロジェクトは奨励しない。 2. 発酵工程があるプロジェクトは、研究で立証された種菌を使用すること。
1.19 冷蔵・冷凍倉庫、または冷蔵・冷凍倉庫および冷蔵・冷凍運輸	
1.20 農産物取引センター	<ol style="list-style-type: none"> 1. 土地面積は50ライ以上であること。 2. 全面積の60%以上が農産品に関する業務あるいはサービスであり、中に農産品の展示場あるいは取引場、競売センター、冷蔵・冷凍庫、倉庫を有すること。 3. 品質検査・選別、残留物質検査サービスを提供すること。

2類 セラミックス

セラミックス、セラミックス製品の製造 対象地域はタークとする。

業種	条件
2.4.3 セラミックス製品の製造 (土器およびセラミックスタイルを除く)	焼成および/またはアニール工程を有すること。

3類 軽工業

繊維、衣類産業 対象地域はターク、サケーオ、ソクラーとする。

業種	条件
3.1.1 天然繊維または人工繊維の製造	リサイクル繊維の製造のみ、タイ国内の残り屑・廃棄物のみを使用すること。
3.1.2 糸または布の製造	
3.1.4 衣類、衣類部品、および家庭用繊維製品の製造	

業種	条件
3.2 不織布の製造または不織布から衛生製品 (Hygienic Products) の製造	
3.3 靴もしくは履物製品の製造、または皮革もしくは人工皮革からの製品の製造	
3.4 スポーツ用品またはその部品の製造	

家具の製造 対象地域はターク、サケーオ、ソクラーとする。

業種	条件
3.6 家具またはその部品の製造	

宝石および装飾品 対象地域はターク、サケーオとする。

業種	条件
3.8 宝石および装飾品、またはその部品、原材料、プロトタイプの製造	

医療機器の製造 対象地域はターク、サケーオとする。

業種	条件
3.11 医療用器具・機器またはその部品の製造	

4類 金属製品、機械、運輸機器

自動車、機械および部品産業 対象地域はターク、サケーオとする。

業種	条件
4.4 汎用エンジンまたは備品の製造	
4.5.2 機械、その備品、部品の製造および/または金型の修理	部品の製造工程および/またはエンジニアリングデザイン工程を有すること。

業種	条件
4.5.3 機械の組み立て、および/ またはその備品の組み 立て	委員会が同意した組立工程を有すること。
4.8.5 その他自動車部品の製造	
4.12 オートバイの製造 (総排気量が248cc.未満 のものを除く)	1. 構造的な溶接組立工程および吹付塗装工程を有すること。 2. 部品製造、部品利用の計画を投資委員会に提出し、同意を得ること。

5類 電気・電子機器産業

電気電子機器産業 対象地域はターク、サケーオ、ムクダーハーンとする。

業種	条件
5.1 電気製品の製造	
5.2.2 LED電球の製造	
5.2.3 電気機器用コンプレッサー および/またはモーター の製造	
5.2.4 ワイヤハーネスの製造	
5.2.5 その他電気機器部品の 製造	
5.3.5 オーディオビジュアル 製品(Audio Visual Product)の製造	
5.3.6 事務用電子機器の製造	
5.3.7 その他電子製品の製造	
5.4.6.2一般HDDおよび/または その部品(Top Cover およびBase Plateおよび Peripheralを除く)の製造	既存機械の改修に対する投資は投資プロジェクトの一部とみなすが、既存機械の取得費用は法人所得税免税対象金額に含めない。
5.4.6.3HDD用Top Coverお よびBase Plateおよび Peripheralの製造	

業種	条件
5.4.12 フレキシブルプリント基板 および/または多層プリン ト配線基盤および/または その部品の製造	委員会が同意した製造工程を有すること。
5.4.13 その他記憶装置の製造	
5.4.14 一般プリント回路板組立 (PCBA)の製造	
5.4.17 オーディオビジュアル製品 用部品の製造	
5.4.18 事務用電子機器部品の 製造	
5.4.19 その他電子部品の製造	

6類 化学品およびプラスチック

化学品およびプラスチックの製造 対象地域はターク、サケーオとする。

業種	条件
6.6 工業用プラスチック製品 の製造	プラスチック成形工程を有すること。
6.7.1 多層プラスチック包装材 (Multilayer Plastics Packaging)の製造	プラスチックシートを2層以上多層化する工程を有すること。
6.7.2 無菌プラスチック包装 材(Aseptic Plastics Packaging)の製造	操業開始期限日から2年以内にクリーンルーム基準 ISO14611レベル7または米国連邦規格209 Eクラス 10000以上またはそれに相当する国際規格の認定を受け ること。
6.7.3 静電防止プラスチック包 装材(Antistatic Plastics Packaging)の製造	操業開始期限日から2年以内にクリーンルーム基準 ISO14611レベル7または米国連邦規格209 Eクラス 10000以上またはそれに相当する国際規格の認定を受け ること。
6.8 リサイクルプラスチック製 品の製造	国内のプラスチックのみを原料として使用し、プラスチック 成形工程を有すること。

薬品の製造 対象地域はターク、サケーオとする。

業種	条件
6.10 薬品の製造	<ol style="list-style-type: none">1. 現代医薬品製造の場合は、操業開始期限日から2年以内にPIC/Sに基づくGMP基準の認定を受けること。2. 伝統医薬品製造の場合は操業開始期限日から2年以内にGMP基準の認定を受けること。3. 既存プロジェクトの改善の場合は、既存の機械設備は投資プロジェクトの一部とみなすが、その機械設備の取得費用は法人所得税免税対象金額に含めない。

7類 サービス、公共事業

ロジスティック事業 対象地域はターク、サケーオ、トラート、ムクダーハーン、ソクラーとする。

業種	条件
7.1.3 コンテナ方式による輸出品の検査およびコンテナ積載のための施設、または、埠頭外での輸入品の検査およびコンテナ方式による輸出品の積載保管場所 (Inland Container Depot:ICD)	
7.4.1 物流センター (Distribution Center: DC)	<ol style="list-style-type: none">1. 払込登録資本金が1,000万バーツ以上であること。2. 最新のコンピュータシステムにより制御される物品貯蔵施設を備えること。
7.4.2 国際物流センター (International Distribution Center: IDC)	<ol style="list-style-type: none">1. 払込登録資本金が1,000万バーツ以上であること。2. 最新のコンピュータシステムにより制御される物品貯蔵施設を備えること。3. 追加条件は以下の通りとする。<ol style="list-style-type: none">3.1 投資金額(土地代と運転資金を除く)が1億バーツ以上であること。3.2 1ヵ国以上に対し物流を行うこと。

工業団地または工業区 対象地域はターク、サケーオ、トラート、ムクダーハーン、ソンクラ
ーとする。

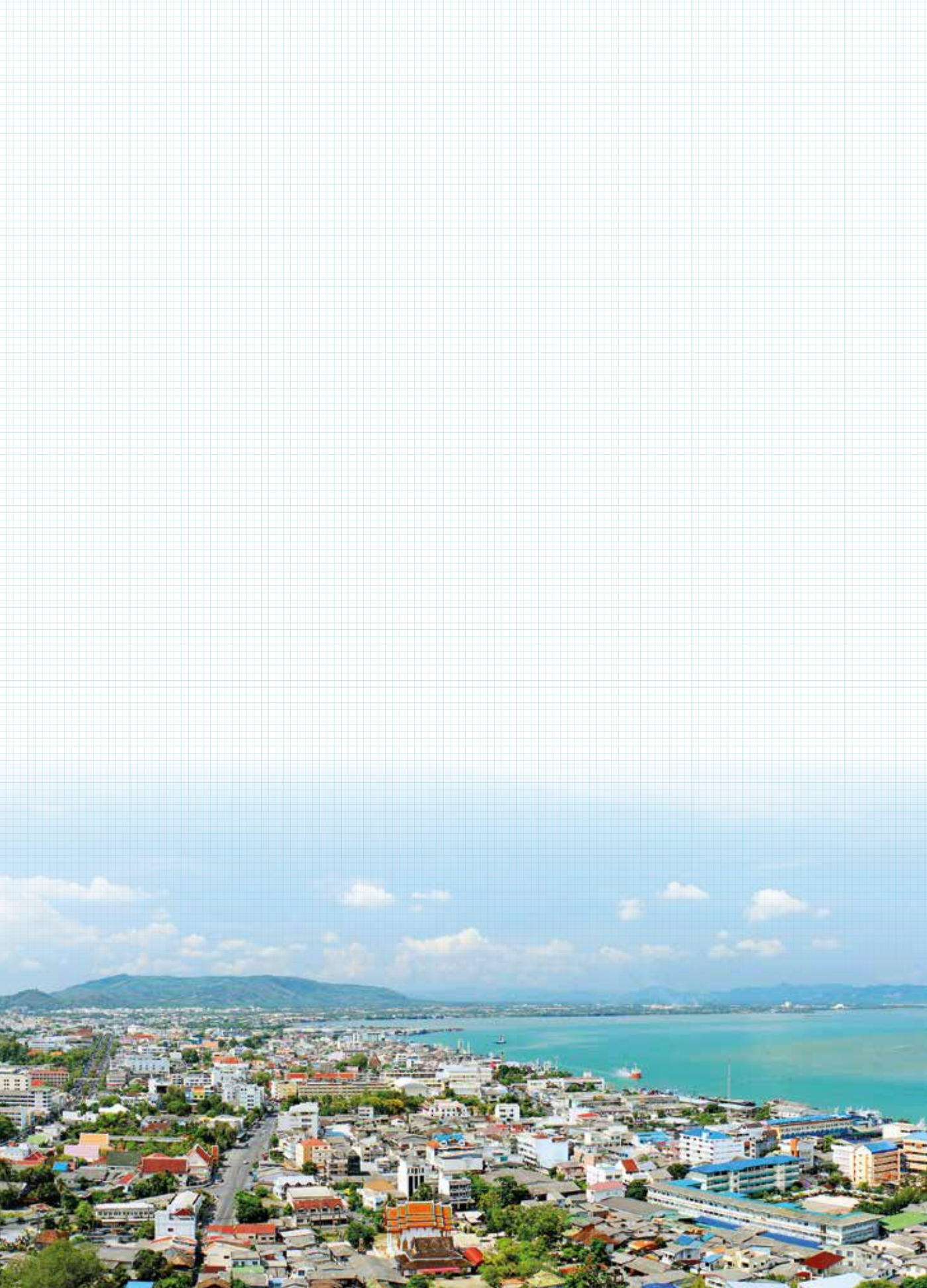
業種	条件
7.9.1.1 工業団地または工業区	<ol style="list-style-type: none"> 1. 土地面積が500ライ以上あること。 2. 工場用地は、総面積の60%以上で75%を超えてはならない。ただし、1,000ライ以上の場合は、投資委員会の同意に従うものとする。 3. その他の条件は以下の通りとする。 <ol style="list-style-type: none"> 3.1 基幹道路 <ul style="list-style-type: none"> ● 総面積が1,000ライ以上の場合は4車線あり、道幅が30メートル以上で、路面幅が14メートル以上であり、交通島があり、両側にそれぞれ2メートル以上の歩道があり、緊急駐車のために十分な路肩があること。 ● 総面積500～1,000ライの場合、2車線あり、道幅が20メートル以上で、路面幅が7メートル以上であり、両側にそれぞれ2メートル以上の歩道があり、緊急駐車のために十分な路肩があること。 3.2 補助道路は路面幅が8.50メートル以上で、両側にそれぞれ2メートル以上の路肩があること。 3.3 廃水処理設備は廃水の性質に合ったもので、処理後の排水池があり、法定の排水基準に準ずるシステムであること。 3.4 排水システムは雨水用の排水管と完全に分けること。 3.5 委員会の同意した方式に基づきゴミ集積、整理、処理の方法を有すること。 3.6 入居する工場は、天然資源・環境政策および計画事務局の専門家委員会が同意した環境影響評価報告書が指定する対象産業および禁止業種に沿ったものであること。 3.7 入居する工場に対し、十分に使用できる電力、水道、電話、郵便などの公共施設を有すること。 3.8 奨励証書発給日より2年以内に土地の総面積の約25%以上、もしくは委員会が同意した面積を整備し、公共サービスを提供できるようにすること。
7.9.1.2 宝石・宝飾産業工業団地 または工業区	<ol style="list-style-type: none"> 1. 土地面積が100ライ以上であること。 2. 総面積の40%以上を宝石および宝飾産業関連事業にあてること。 3. 宝石または宝飾の取引の場所を設けること。 4. 十分な保安システムを設けること。 5. 会議室、展示場およびビジネスセンターを有すること。

業種	条件
7.9.1.3 ロジスティック・パーク (Logistics Park)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 土地総面積が200ライ以上あり、延べ面積50,000平方メートル以上の賃貸または販売用倉庫の建設に投資すること。 2. 港湾、空港、国境税関所、通関および陸上コンテナデポ (Inland Container Depot: ICD)より半径50キロ以内またはフリーゾーン内いずれかに立地すること。 3. 一部または全ての面積をフリーゾーンとすること。 4. コンテナ・ヤードまたはトラックターミナルがあり、または50以上のコンテナを保管、預かるデポを有すること。 5. ロジスティック・パークから国内・国際通信センターとの間に高速通信システムがあること。 6. 登録資本金の51%以上をタイ国籍者が保有すること。 7. 関連政府機関の同意を得ること。

観光支援事業 対象地域はターク、サケーオ、トラート、ムクダーハーン、ソクラーとする。

業種	条件
7.22.1 フェリーあるいは遊覧船サービス、または遊覧船のレンタル	関連政府機関の同意を得ること。
7.22.2 遊覧船の乗船所サービス	船の引き上げ設備、陸上の集積場、修理場など様々な設備を有すること。
7.22.3 遊園地	<ol style="list-style-type: none"> 1. 投資金額(土地代および運転資金を除く)が5億バーツ以上であること。 2. プロジェクトの構成について、委員会の同意を得ること。
7.22.4 芸術文化センターまたは美術工芸展示場	投資金額(土地代および運転資金を除く)が3,000万バーツ以上であること。
7.22.5 野外動物園	<ol style="list-style-type: none"> 1. 投資金額(土地代および運転資金を除く)が5億バーツ以上で、土地面積が500ライ以上であること。 2. プロジェクトの構成について、委員会の同意を得ること。 3. グリーン・エリアと駐車場はそれぞれ全面積の15%以上とすること。
7.22.6 水族館	<ol style="list-style-type: none"> 1. 投資金額(土地代および運転資金を除く)が1億バーツ以上であること。 2. 奨励証書発給日から12ヵ月以内に環境影響予防・改善措置を作成すること。
7.23.3 国際展示場	<ol style="list-style-type: none"> 1. 室内展示場が25,000平方メートル以上あること。 2. 全展示場に会議室を設けること。

業種	条件
7.23.4 リハビリテーション・センター	<ol style="list-style-type: none">1. 治療や健康リハビリテーションのための医療技術を使用すること。2. 継続型リハビリテーションプログラムがあり、利用者用の宿泊施設を有すること。



連絡先

Office of the Board of Investment

555 Vibhavadi Rangsit Road, Chatuchak, Bangkok 10900
Tel. +66 (0) 2553 8111 Fax. +66 (0) 2553 8222
E-mail: head@boi.go.th
Website: www.boi.go.th

One Start One Stop Investment Center (OSOS)

18th Floor, Chamchuri Square Building,
319 Phayathai Road, Pathumwan, Bangkok 10330
Tel: +66 (0) 2209 1100 Fax: +66 (0) 2209 1199
Email: osos@boi.go.th

Tak SEZ Office

4th Fl., Sai Asia Road (Mae Sot – Rim Moei)
Mae Sot Municipality, Amphur Mae Sot, Tak
Tel: +66 (0) 5553 2263 Fax: +66 (0) 5553 2263
Email: tak-sez@moi.go.th

Sa Kaeo SEZ Office

Office of Commercial Affairs Sa Kaeo, Sa Kaeo City Hall,
Thambol Tha Kasem, Amphur Muang, Sa Kaeo
Tel: +66 (0) 3742 5353 Fax: +66 (0) 3742 5353
Email: sakaeo-sez@moi.go.th

Songkhla SEZ Office

Industrial Promotion Centre Region 11, Department
of Industrial Promotion, 165 Kanchanavanich Road,
Thambol Nam Noi, Amphur Haad Yai, Songkhla
Tel: +66 (0) 7421 1253 Fax: +66 (0) 7421 1904
Email: songkhla-sez@moi.go.th

Mukdahan SEZ Office

Damrongdhama Centre of Ministry of Interior,
Mukdahan City Hall, Thambol Mukdahan, Amphur Muang,
Mukdahan
Tel: 66 (0) 4261 4777 Fax: +66 (0) 4261 4777
Email: mukdahan-sez@moi.go.th

Trat SEZ Office

Damrongdhama Centre of Ministry of Interior
Trat City Hall, Rat Niyom Road, Thambol Bang Phra,
Amphur Muang, Trat
Tel: +66 (0) 3951 1282 Fax: 66 (0) 3951 1282
Email: trat-sez@moi.go.th

Nong Khai SEZ Office

Damrongdhama Centre of Ministry of Interior
Nong Khai City Hall, Mitraphap road,
Thambol Nong Kom Ko, Amphur Muang, Nong Khai
Tel: +66 (0) 4299 0462 Fax: +66 (0) 4299 0462
Email: nongkhai-sez@moi.go.th

Nakhon Phanom SEZ Office

3rd Thai-Lao Friendship Bridge (Nakhon Phanom)
Amphur Muang, Nakhon Phanom
Tel: +66 (0) 4253 2888-90, +66 (0) 94546 4946,
+66 (0) 85007 6990
Fax: +66 (0) 4253 2888-90
Email: nakhonphanom-sez@moi.go.th

Chiang Rai SEZ Office

Chiang Rai City Hall, Mae Fah Luang Road
Thambol Rimkok, Amphur Muang, Chiang Rai
Tel: +66 (0) 5315 0181 Fax: +66 (0) 5315 0181
Email: chiangrai-sez@moi.go.th

Kanchanaburi SEZ Office

Kanchanaburi City Hall, Saeng-choo-to Road
Thambol Phak-preak, Amphur Meung, Kanchanaburi
Tel: +66 (0) 3451 2399 Fax: +66 (0) 3451 2208
Email: kanchanaburi-sez@moi.go.th

Narathiwat SEZ Office

Narathiwat Industrial Office 37 Government Complex
Moo 9, Thambol Kok Kien, Amphur Muang, Narathiwat
Tel: +66 (0) 7353 2026 Fax: +66 (0) 7353 2024
Email: narathiwat-sez@moi.go.th

Office of the National Economic and Social Development Board

962 Krung Kasem Road, Pomprab, Bangkok 10100
Tel: +66 (0) 2280 2740 Fax: +66 (0) 2280 2743
Email: thai-sez@nesdb.go.th

Industrial Estate Authority of Thailand

618 Nikhom Makkasan Road Makkasan, Ratchathewi,
Bangkok 10400
Tel: +66 (0) 2253 0561 Fax: +66 (0) 2252 9273
Email: investment.1@ieat.mail.go.th

